

「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」 新旧対照表

現行	改正後（案）
「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」	「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」
第 1 ～ 9 （略）	第 1 ～ 9 （略）
（附則）	（附則）
（略）	（略）
別表 1 （略）	別表 1 （略）
別表 2 （略）	別表 2 （略）
別表 3 （略）	別表 3 （略）
別表 4 県産木材を使用しない場合	別表 4 県産木材の使用が困難な場合
(1) 法令の規定等により県産木材を使用できない場合 (2) 県産木材による供給が困難である場合 (3) その他相当の理由により県産木材の使用が適当でない場合	(1) 法令の規定等により県産木材の使用が困難な場合 (2) 県産木材による供給が困難である場合 (3) その他相当の理由により県産木材の使用が適当でない場合